

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項の表1の部1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の部1の項中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第6条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間

に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

(提出理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成28年政令第46号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。